

廃炉に向けた取組に関する動画制作事業業務委託  
企画プロポーザル実施要領

**1 委託する事業名**

廃炉に向けた取組に関する動画制作事業

**2 目的**

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組状況や本県が実施する安全確保に向けた監視体制等について理解促進を図ることを目的に動画コンテンツを制作し、本県の公式 YouTube チャンネル及び当課のホームページ等を通じ配信するとともに、各種イベントでのPRに使用するなど情報発信のツールとして活用する。

**3 事業内容**

福島第一原子力発電所における廃炉に向けた取組及び本県の安全監視体制に関する動画コンテンツの制作  
別紙1「廃炉に向けた取組に関する動画制作事業業務委託仕様書」(案)(以下、仕様書)のとおり。

**4 委託業務期間**

契約日から令和2年3月27日まで

**5 委託金額の上限**

6,037,900円(消費税及び地方消費税の額を含む)

**6 参加資格に関する事項**

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしているもの若しくは再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く)。または、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の決定を受けた者(同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く)。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (4) 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から入札参加資格制限又は指名停止を受けていないこと。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、また暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。
- (7) 本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行でき、常に連絡調整できるよう体制を整えておける者。また、事務局との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## **7 質問等の受付**

質問については、「質問書」（様式第1号）により受付ける。

### (1) 受付期間

令和元年5月31日（金）17：00まで（必着）

### (2) 提出方法

「質問書」（様式第1号）を持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより原子力安全対策課まで提出すること。

なお、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。

また、ファクシミリまたは電子メールでの提出の場合は、件名は「廃炉取組動画制作事業：質問書」とし、電話による着信確認を行うこと。

### (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県原子力安全対策課のHPに、令和元年6月7日（金）に公表する。なお、個別の回答は行わない。

## **8 参加表明書の提出**

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）を以下により提出すること。なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

### (1) 提出期間

令和元年6月11日（火）17：00まで（必着）

### (2) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより原子力安全対策課まで提出すること。

なお、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。

また、ファクシミリまたは電子メールでの提出の場合は、件名は「廃

炉取組動画制作事業：参加表明書」とし、電話による着信確認を行うことともに、参加表明書の原本については、下記9（3）（ケ）の通り、企画提案書に添付して提出をすること。

## 9 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、上記8により「参加表明書」を提出の上、企画提案書等を以下により提出すること。

### （1）提出期間

令和元年6月13日（木）17：00まで

### （2）提出方法

持参または郵送により原子力安全対策課まで提出すること。

なお、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したもので有効とします。（提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんので御注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するため、配達記録を有しませんので御注意ください。）

### （3）企画提案書等

（ア）企画提案書（様式任意）

（イ）見積書（様式任意）

■ 消費税は、10%として積算すること。

（ウ）法人等の概要（様式第3号）

（エ）全部事項証明書（登記簿）謄本又はその写し（提出日から3か月以内）

（オ）暴力団等の反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

（カ）役員一覧（様式第5号）

■ この情報は、上記9（3）（エ）の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用することはない。

（キ）業務実施体制（様式任意）

■ 業務責任者、担当者の配置、業務分担等が確認できるものとする。また、協力企業もしくは下請けにおける人員体制、業務分担についても記載すること。加えて、業務責任者及び制作サイドの責任者については、これまでの実績を含め記載すること。

- なお、業務責任者及び担当者については、本事業の趣旨、内容を十分に理解し、且つ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (ク) 業務実施スケジュール（様式任意）
  - 福島第一原子力発電所構内での撮影については、早めの日程調整が必要であることから、十分な調整時間を見込むこと。
- (ケ) 業務実績（様式任意）
  - 直近2年間に本業務と類似する業務を実施した実績がわかる資料。実施年月日、業務内容、委託団体を明記すること。
- (コ) 上記8で提出した参加表明の原本
- (4) 提出部数
 

上記(3)(ア)～(ケ)を8部とする。

なお、(3)(イ)及び(オ)については、原本1部とその写しを7部提出すること。(コ)については原本1部のみで構わない。

## 10 企画提案書等の内容

仕様書の委託内容に記載されている業務を円滑且つ着実に遂行できる提案を行うこと。

## 11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
 

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

  - (ア) 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合
  - (イ) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
  - (ウ) 提出書類に不備があった場合
  - (エ) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (カ) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
  - (キ) 本実施要領に違反すると認められる場合
  - (ク) その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数企画提案、内容変更等の禁止
 

企画提案者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

また、企画提案書の提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

- (3) 辞退  
提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 費用負担  
企画プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (5) その他
  - (ア) 提出書類は、日本工業規格A4版とする。
  - (イ) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
  - (ウ) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
  - (エ) 提案にあたっては、この要領に定める業務内容の他、予算の範囲内で執行が可能であれば、追加提案等により、より効果的な手法の提案をしても構わない。
  - (オ) 採用した企画等の権利及び本業務の実施に伴う制作物等の特許権及び著作権等は、県に帰属する。
  - (カ) 本事業の成果物については、可能な限り二次使用ができるようにすること。
  - (キ) 提出された企画提案書等は、返却しない。
  - (ク) 提出された企画提案等は、提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
  - (ケ) 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## 12 企画プロポーザルの審査に関する事項

- (1) 審査方法  
企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、本県は、企画プロポーザル審査会（企画提案プレゼンテーション）を開催し、その内容を総合的に審査の上、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定する。
- (2) 審査会（企画提案プレゼンテーション）
  - (ア) 開催日及び会場  
令和元年6月18日（火）  
時間については、別途スケジュールを決定の上通知する。  
福島県庁北庁舎2階 小会議室（福島市杉妻町2-16）
  - (イ) 審査会（企画提案プレゼンテーション）の所要時間（予定）  
プレゼンテーション15分、質疑応答10分とする。

(ウ) 審査基準

下記の審査基準に基づき総合に審査する。

審査項目	審査基準		配点
業務運営・ 実施体制	実施体制	提案内容を確実に遂行できる実施体制か。バックアップ体制は十分に整っているか。業務に係る経費は適正か。	15
	スケジュール	提案内容を円滑に実施できるスケジュールを持ち、それを管理できる体制を持ち合わせているか。	10
企画提案内容	実施方針	本事業の目的や事業内容を理解し、意欲的な提案を行っているか。	10
	実現性	具体的で、実現性の高い提案となっているか。	15
	企画力	廃炉作業を正確に伝え、目につける人をひきつけ、新たな切り口で廃炉のイメージを確立させるような提案となっているか。	20
	広報	動画を視聴してもらうための効果的な広告手法が提案されているか。視聴回数目標設定は適切であり、実現可能性があるか。広く発信を行う方法が提案されているか。	20
	独創性	独創的な工夫や追加の提案があるか。	10

総得点100点

(3) 通知等

審査の結果は、企画プロポーザル参加者全員に通知する。

(4) 契約の締結等

(ア) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合もある。

(イ) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

(ウ) その他

業務委託予定者と本県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった企画プロポーザル参加者と協議する。

### 13 スケジュール

事項	日時
企画プロポーザル実施要領の公表	令和元年5月27日(月)
質問書の提出期限	令和元年5月31日(金) 17時まで
質問書の回答(HPでの公表)	令和元年6月7日(金)
参加表明書の提出期限	令和元年6月11日(火) 17時まで
企画提案書等の提出期限	令和元年6月13日(金) 17時まで
企画プロポーザル審査会の開催	令和元年6月18日(火)

\*その後、速やかに審査結果の通知、協議、本見積徴収、契約締結を行う。

### 14 留意点

福島第一原子力発電所構内での撮影が想定されるので、被ばく管理等を含む社内規定に沿って、業務を遂行すること。なお、福島第一原子力発電所構内への一時立入者の被ばく線量は100マイクロシーベルト/日に制限されており、これを超えるような撮影日程を本県が指示することはない。

また、原子力発電所への入構や帰還困難区域を通過するための手続きに伴い、個人情報等の提出を依頼することがあるので、予め承知すること。

### 15 問合せ先及び各種書類の提出先

福島県危機管理部原子力安全対策課 (担当: 宗像)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話: 024-521-8054 FAX: 024-521-8368

電子メール: genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp

【参考1】地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。